

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年6月23日

【発行者名】 エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
(Emerging Asset Management Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ウィギン (Director William Wiggin)

【本店の所在の場所】 バミューダ、ハミルトンHM11、パー・ラ・ヴィル・ロード58番、ヴァリス・ビルディング4階
(Vallis Building, 4th Floor, 58 Par-la-Ville Road, Hamilton HM11 Bermuda)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山中 真人
弁護士 山崎 創生
弁護士 西村 早紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル
狛グローカル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 山中 真人
弁護士 山崎 創生
弁護士 西村 早紀子

【連絡場所】 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル
狛グローカル法律事務所

【電話番号】 03-6550-8833

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ジュエル・ボックス・ファンド (Jewel Box Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

- (a) 当初募集期間（2022年9月12日から2022年9月16日まで）
日本円建クラスR受益証券について、100億円を上限とします。
米ドル建クラスR受益証券について、100億円に相当する米ドル（7,428万8,685米ドル）を上限とします。
- (b) 継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月23日まで）
日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。
米ドル建クラスR受益証券について、500億円に相当する米ドル（3億7,144万3,429米ドル）を上限とします。
- (注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年7月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1米ドル＝134.61円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれ
によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和4年8月26日に提出したジュエル・ボックス・ファンドの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）記載の継続募集期間を短縮するため、並びに、受託会社の会社名、アドミニストレーターの会社名及び本邦における代理人の事務所名・住所の各変更を反映するため、原届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。また、特段の記載のない限り、各項目において、（a）当初募集期間に関する記載、及び注記に関する記載、は省略しております。

表紙

[届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額]

<訂正前>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、500億円に相当する米ドル（3億7,144万3,429米ドル）を上限とします。

<訂正後>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月23日まで）

日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、500億円に相当する米ドル（3億7,144万3,429米ドル）を上限とします。

第一部 証券情報

（3）発行（売出）価額の総額

<訂正前>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、500億円に相当する米ドル（3億7,144万3,429米ドル）を上限とします。

<訂正後>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月23日まで）

日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、500億円に相当する米ドル（3億7,144万3,429米ドル）を上限とします。

（後略）

（4）発行（売出）価格

<訂正前>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券：ファンド買付日の直前の評価日の評価時点に計算される該当クラスの本受益証券1口当たり純資産価格

<訂正後>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月23日まで）

日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券：ファンド買付日の直前の評価日の評価
時点に計算される該当クラスの本受益証券1口当たり純資産価格

（後略）

（6）申込単位

一申込者当たりの最低申込金額及び追加最低申込単位：

<訂正前>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券について、100万円以上及び1円単位とします。

米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び1セント単位とします。

<訂正後>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月23日まで）

日本円建クラスR受益証券について、100万円以上及び1円単位とします。

米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び1セント単位とします。

（後略）

（7）申込期間

<訂正前>

（b）継続募集期間

2022年9月17日（土）から2023年6月30日（金）まで

<訂正後>

（b）継続募集期間

2022年9月17日（土）から2023年6月23日（金）まで

（後略）

（9）払込期日

<訂正前>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

<訂正後>

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月23日まで）

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

<訂正前>

サン・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（Sanne Trustees (Cayman) Limited）は、本ファンドの受託会社として、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（Emerging Asset Management Ltd.）は、本ファンドの管理会社として、及び、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社は、本ファンドの投資運用会社として、各自の役割を担います。

<訂正後>

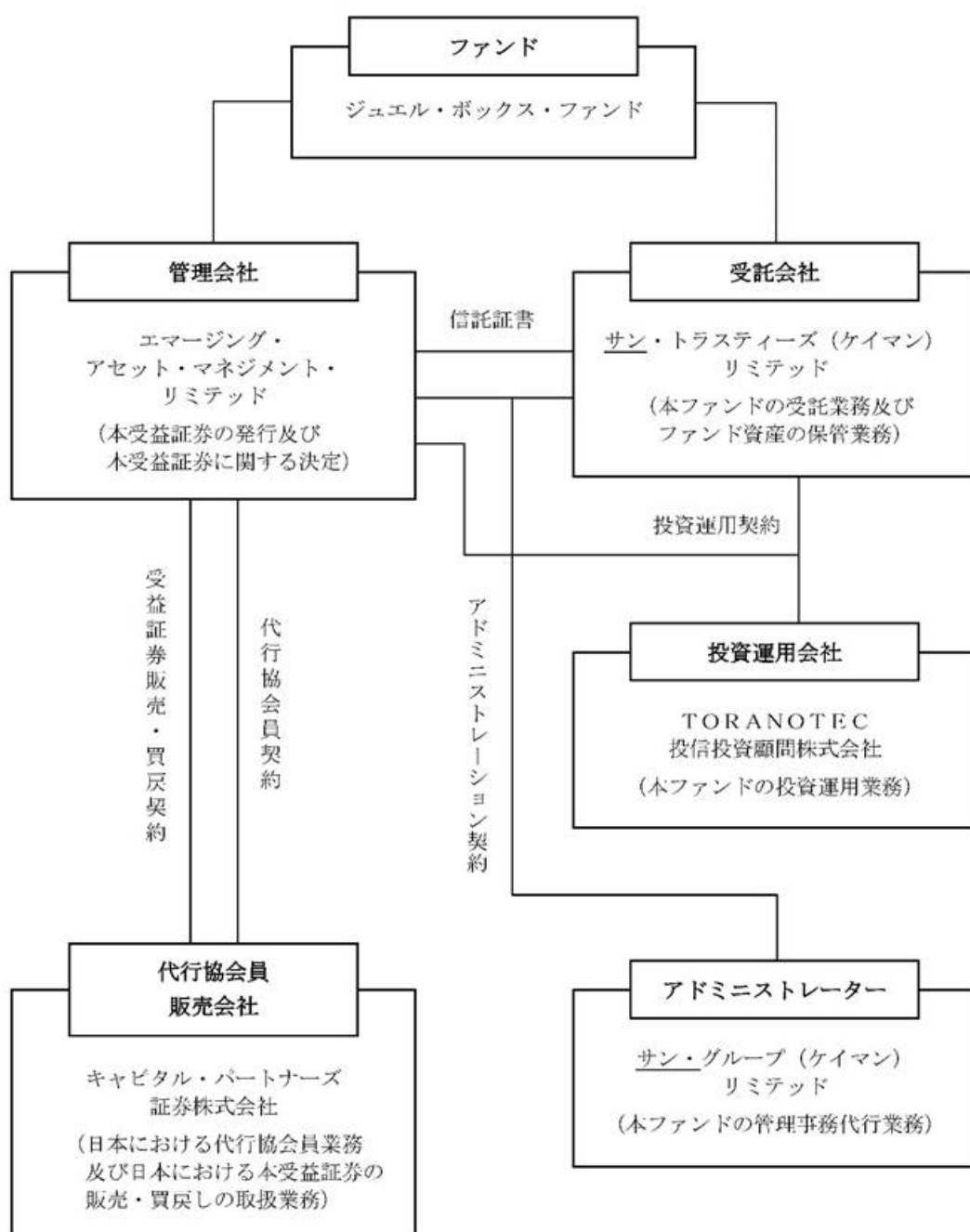
エイペックスグループ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（Apex Group Trustees (Cayman) Limited）は、本ファンドの受託会社として、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（Emerging Asset Management Ltd.）は、本ファンドの管理会社として、及び、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社は、本ファンドの投資運用会社として、各自の役割を担います。

（後略）

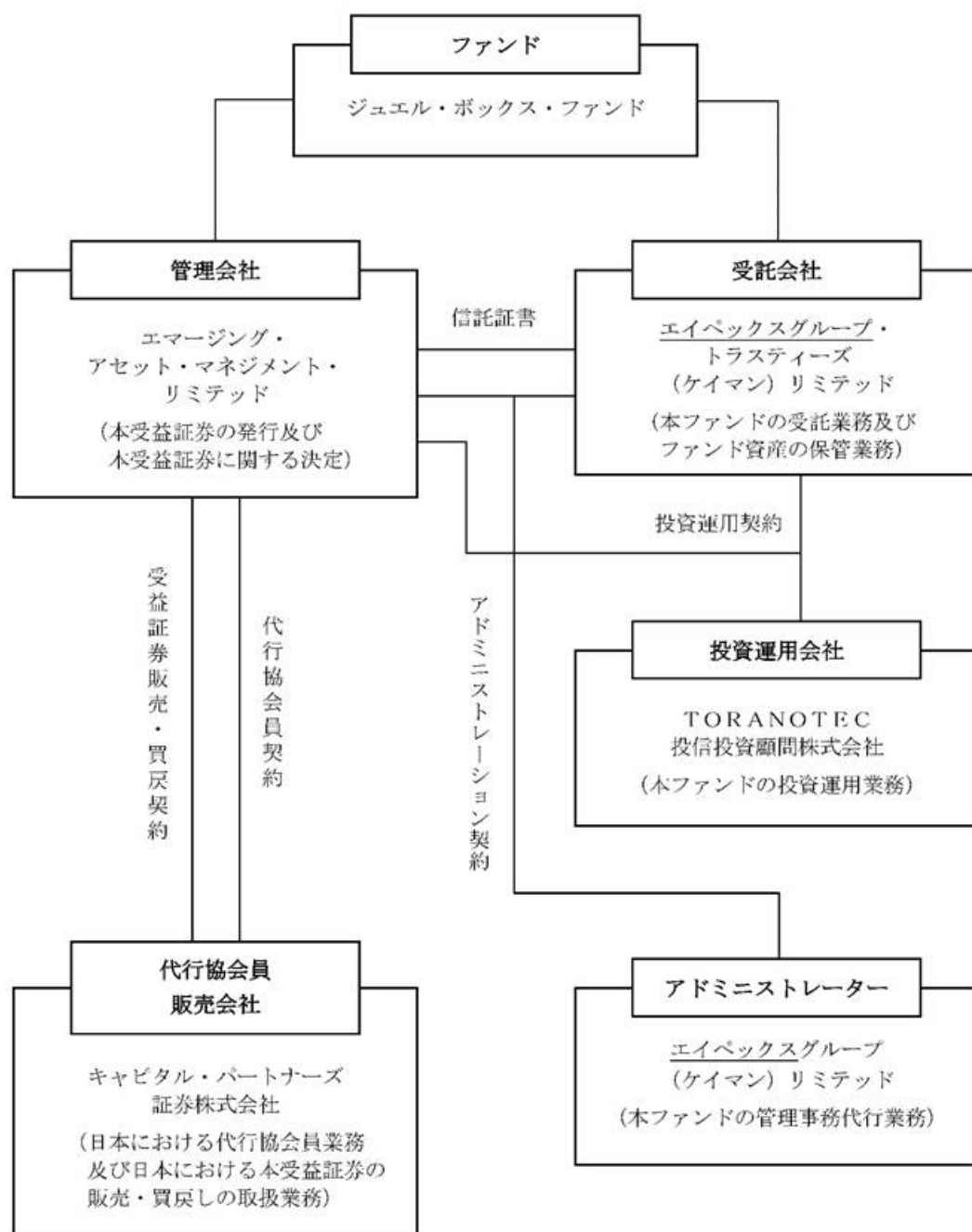
（３）ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



< 訂正後 >



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要
 < 訂正前 >

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
-----	-----------------	--------

サン・トラスティーズ (ケイマン)リミテッド (Sanne Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された本信託証書に基づき、本ファンドの運用管理について全般的な権限及び責任を有します。ただし、受託会社は、本ファンドの日々の運用には関与しません。受託会社及び管理会社は、受託会社、管理会社及び投資運用会社との間の下記の投資運用契約に基づき、本ファンドのポートフォリオの運用に関する権限及び責任を投資運用会社に委託しており、また、受託会社、管理会社及びアドミニストレーターとの間の下記のアドミニストレーション契約に基づき、本ファンドに関する一定の事務管理機能をアドミニストレーターに委託しています。
---	------	--

(中略)

サン・グループ(ケイマン) リミテッド (Sanne Group (Cayman) Ltd.)	アドミニスト レーター	受託会社及び管理会社との間で2022年5月31日付アドミニストレーション契約(注2)を締結しました。
---	----------------	--

< 訂正後 >

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
エイベックスグループ・ トラスティーズ(ケイマン) リミテッド (Apex Group Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された本信託証書に基づき、本ファンドの運用管理について全般的な権限及び責任を有します。ただし、受託会社は、本ファンドの日々の運用には関与しません。受託会社及び管理会社は、受託会社、管理会社及び投資運用会社との間の下記の投資運用契約に基づき、本ファンドのポートフォリオの運用に関する権限及び責任を投資運用会社に委託しており、また、受託会社、管理会社及びアドミニストレーターとの間の下記のアドミニストレーション契約に基づき、本ファンドに関する一定の事務管理機能をアドミニストレーターに委託しています。

(中略)

エイベックスグループ (ケイマン)リミテッド (Apex Group (Cayman) Limited)	アドミニスト レーター	受託会社及び管理会社との間で2022年5月31日付アドミニストレーション契約(注2)を締結しました。
--	----------------	--

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

(前略)

< 訂正前 >

独立の法律顧問の不存在

オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）は、ケイマン諸島における本ファンドの法律顧問であり、狛・小野グローバル法律事務所（以下「KOG」といいます。）は、日本における本ファンドの法律顧問です。

< 訂正後 >

独立の法律顧問の不存在

オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）は、ケイマン諸島における本ファンドの法律顧問であり、狛グローバル法律事務所（以下「KOG」といいます。）は、日本における本ファンドの法律顧問です。

(後略)

第 2 管理及び運営

4 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

< 訂正前 >

狛・小野グローバル法律事務所東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社又はファンドに対する、法律上の問題及び日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
日本における受益証券の募集販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人及び金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 山中 真人

弁護士 山崎 創生

弁護士 西村 早紀子

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング狛・小野グローバル法律事務所

です。

< 訂正後 >

狛グローバル法律事務所東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号 赤坂パークビル

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社又はファンドに対する、法律上の問題及び日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
日本における受益証券の募集販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人及び金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 山中 真人
弁護士 山崎 創生
弁護士 西村 早紀子

東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル
狛グローカル法律事務所
です。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

（1）受益証券の名義書換

<訂正前>

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 サン・グループ（ケイマン）リミテッド

取扱場所 3階、シトラス・グロウブ 106ゴアリング・アベニュー、私書箱492、
ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-1106、ケイマン諸島

<訂正後>

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 エイペックスグループ（ケイマン）リミテッド

取扱場所 3階、シトラス・グロウブ 106ゴアリング・アベニュー、私書箱492、
ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-1106、ケイマン諸島
（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（1）サン・トラステイズ（ケイマン）リミテッド（Sanne Trustees (Cayman) Limited）
（「受託会社」）

<訂正後>

（1）エイペックスグループ・トラステイズ（ケイマン）リミテッド（Apex Group Trustees (Cayman) Limited）（「受託会社」）
（後略）

<訂正前>

（3）サン・グループ（ケイマン）リミテッド（Sanne Group (Cayman) Limited）
（「アドミニストレーター」）

事業の内容

アドミニストレーターは、ケイマン諸島会社法に基づき、2016年7月20日付で設立された有限責任の会社であり、ケイマン諸島金融庁（CIMA）から発行されるミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターの免許を有しています。主たる事業は、ファンドの事務代行及びコーポレートサービスの提供です。アドミニストレーターは、世界23か国にて代替資産のグローバルプロバイダーかつコーポレートサービスを提供し、管理する資産の額が6,500億米ドルを超えるサン・グループのメンバーであります。

アドミニストレーション契約に基づき、アドミニストレーターは、特に、本ファンドに対し、受益者名簿の管理、帳簿及び記録の管理、投資運用会社と投資者とのコミュニケーションにおける支

援、費用支払いの手配、本ファンドの計算書類の作成及び本ファンドの登録人としての行動を含む、アドミニストレーション・サービスを提供する責任を負っています。

<訂正後>

(3) エイペックスグループ（ケイマン）リミテッド（Apex Group（Cayman）Limited）

（「アドミニストレーター」）

事業の内容

アドミニストレーターは、ケイマン諸島会社法に基づき、2016年7月20日付で設立された有限責任の会社であり、ケイマン諸島金融庁（CIMA）から発行されるミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターの免許を有しています。主たる事業は、ファンドの事務代行及びコーポレートサービスの提供です。アドミニストレーターは、世界50拠点以上にてサービスを提供しているエイペックスグループのメンバーであります。

アドミニストレーション契約に基づき、アドミニストレーターは、特に、本ファンドに対し、受益者名簿の管理、帳簿及び記録の管理、投資運用会社と投資者とのコミュニケーションにおける支援、費用支払いの手配、本ファンドの計算書類の作成及び本ファンドの登録人としての行動を含む、アドミニストレーション・サービスを提供する責任を負っています。

別紙

定 義 集

<訂正前>

アドミニストレーター	<u>サン・グループ</u> （ケイマン）リミテッド、又は受託会社及び投資運用会社によって本ファンドのアドミニストレーターに任命されたその他の者をいいます。
------------	--

（中略）

受託会社	<u>サン・トラスティーズ</u> （ケイマン）リミテッド、又は本信託証書の規定に従って随時本ファンドの受託会社として任命されるその他の者をいいます。
------	---

<訂正後>

アドミニストレーター	<u>エイペックスグループ</u> （ケイマン）リミテッド、又は受託会社及び投資運用会社によって本ファンドのアドミニストレーターに任命されたその他の者をいいます。 <u>2023年1月13日付けでサン・グループ（ケイマン）リミテッドから現商号に会社名を変更しました。</u>
------------	---

（中略）

受託会社	<u>エイペックスグループ・トラスティーズ</u> （ケイマン）リミテッド、又は本信託証書の規定に従って随時本ファンドの受託会社として任命されるその他の者をいいます。 <u>2023年1月3日付けでサン・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドから現商号に会社名を変更しました。</u>
------	---

（後略）